

## みなべ町工事成績評定要領

平成19年6月29日  
みなべ町訓令第4号

### (目的)

第1 この要領は、みなべ町が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

### (評定の対象)

第2 評定は、みなべ町が発注する工事のうちみなべ町工事検査規程（平成16年10月1日みなべ町訓令第29号）第2条第8号に定める検査員が検査するものについて行うものとする。

### (評定者)

第3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、検査員並びにみなべ町建設工事事務規程（平成16年10月1日みなべ町訓令第63号）第10条に定める監督員及び工事を担当する課の主幹級以上の職員（以下「担当課長等」という。）とするものとする。

### (評定の方法)

- 第4 評定は、工事及び評定者ごとに独立して適正かつ公正に行うものとする。
- 2 検査員は、みなべ町工事検査規程第4条に定める完成検査及び中間検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
  - 3 監督員及び担当課長等は、工事完成後に監督した事項に基づき評定を行うものとする。

### (評定様式)

- 第5 評定は、別紙1の「工事成績評定表」によって行うものとする。
- 2 評定表の採点は、別紙2の「工事成績採点表」、別紙3の「細目別評点採点表」及び別表で示される「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」によって行うものとする。
  - 3 契約金額が250万円未満の工事については、別表で示される工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表を省き、別紙7及び別紙8「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」によって採点するものとする。

### (評定結果の報告及び通知)

- 第6 検査員は、完成検査の評定を行ったときは、評定結果を検査復命に併せて町長に報告するものとし、町長は、工事を担当する課長に評定結果を通知するものとする。
- 2 前項の報告及び通知は、検査復命様式に前条第2項に規定する工事成績採点表を添付して行うものとする。

(評定の結果の通知)

第7 評定の結果の通知は、別に定めるみなべ町工事成績評定通知実施要領により行うものとする。

附 則

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

別表

考査項目		工種	監督員	担当課長等	検査員
項目	細別				
1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙4①	-	-
	II. 配置技術者		別紙4①	-	-
2. 施工状況	I. 施工管理		別紙4②	-	別紙6①
	II. 工程管理		別紙4②	別紙5①	-
	III. 安全対策		別紙4③	別紙5①	-
	IV. 対外関係		別紙4③	-	-
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		別紙4④	-	別紙6②
	II. 品質	コンクリート構造物工事	別紙4④	-	別紙6③
		土工事			
		護岸・根固・水制工事			
		鋼橋工事			
		砂防構造物工事及び地すべり防止工事			
		舗装工事			
		海岸工事			
		法面工事			
		基礎工事			
		コンクリート橋工事			
		塗装工事			
		トンネル工事			
		植栽工事			
		防護柵・標識・区画線等工事			
		建築工事			
		機械設備・電気設備			
		維持修繕工事			
		電気通信工事			
	上記以外の工事				
III. 出来ばえ	コンクリート構造物・砂防構造物・海岸工事・トンネル工事	-	-	別紙6④	
	土工事（盛土・築堤工事等）				
	切土工事				
	護岸・根固・水制工事				
	鋼橋工事				
	地すべり防止工事				
	舗装工事				
	法面工事				
	基礎工事				
	コンクリート橋工事				
	塗装工事（工場塗装を除く）				
	植栽工事				
	防護柵工事				
	標識工事				
	区画線工事				
	建築工事				
	機械設備工事				
	電気設備工事・照明設備工事・その他類似工事				
維持修繕工事					
通信設備工事・受変電設備工事・その他類似工事					
上記以外の工事					
4. 高度技術	I. 高度技術力		別紙4⑦	-	-
5. 創意工夫	I. 創意工夫		別紙4⑧	-	-
6. 県産品、県認定リサイクル製品			別紙4⑨	-	-
7. 社会性	I. 地域への貢献度		-	別紙5①	-
9. 法令遵守等			-	別紙5②	-